

議第34号 呉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）に基づき、平成27年度及び平成28年度において実施している第1段階の介護保険料を軽減する措置を平成29年度も継続するため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

平成26年4月に行われた消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率の引上げを契機に、介護保険法施行令において、低所得者に対する介護保険の第1号保険料の乗率を0.05の範囲内で引き下げることとされ、これに基づき呉市では平成27年度及び平成28年度において、第1号被保険者の保険料基準額66,000円に対する第1段階の乗率を0.44から0.05引き下げ、0.39とし、第1段階の被保険者に対する保険料を25,740円としています。

国は、平成29年度以降については、消費税等の税率引上げに合わせて軽減幅及び対象を見直すこととしていましたが、税率引上げの実施が平成31年10月に延期されたことに伴い、平成29年度については平成28年度までの措置を継続することとしたため、本市においても引き続き第1段階の被保険者に対する保険料を25,740円とするものです。

※第1段階の被保険者には、老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の者、本人及び世帯全員が市民税非課税の者で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者、生活保護の被保護者が該当します。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|---|--|
| (保険料率) 第4条 (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度 _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,740円とする。 | (保険料率) 第4条 (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,740円とする。 |